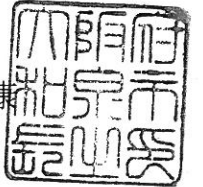




和泉人権男女第 936 号
令和元年 7 月 4 日

和泉市男女共同参画審議会
会長 山下 良策 様

和泉市長 辻 宏康



和泉市男女共同参画審議会における審議について（諮問）

標記について、和泉市男女共同参画推進条例第 12 条第 2 項の規定に基づき、次のおり諮問します。

第 3 期「和泉市男女共同参画行動計画」の改定に関する基本的な考え方について、貴審議会の意見を求めます。

〔諮問理由〕

男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項、和泉市男女共同参画推進条例第 12 条に基づく基本計画として、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間で計画期間とする第 3 期「和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）」（以下オアシスプランと記載）を策定し、市民や事業者と一体となり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この度、策定後 5 年を経過することから、令和元年度までの実施計画の進捗状況や、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の施行、男女雇用機会均等法の改正（平成 29 年 1 月）、また、国及び府の計画や社会経済情勢の変化に応じた見直しが求められています。

そこで、これらの状況の変化に対応して、和泉市が本計画の改定を行うにあたっての基本的な考え方について、貴審議会に諮問するものです。